

新規許可の申請

様式第1号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

有 料 無 料  
職業紹介事業許可申請書  
職業紹介事業許可有効期間更新申請書

提出日を記入

有料許可申請の場合は無料を、  
無料許可申請の場合は有料を  
抹消してください。

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

かぶしがいいしゃ ふくいわーく  
株式会社 フクイワーク

(ふりがな)

ふくい たろう

②申請者氏名 代表取締役 福井 太郎

- 有料の許可申請：2～4の全文を横線で抹消
- 無料の許可申請：1、3～4の全文を横線で抹消
- 有料の更新申請：1～2、4の全文を横線で抹消
- 無料の更新申請：1～3の全文を横線で抹消

1. 職業安定法第30条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
- ~~2. 職業安定法第33条第1項の規定により下記のとおり許可の申請をします。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の6第2項の規定により下記のとおり更新申請をします。~~

記

新規許可申請の場合は、  
記載不要です。

③許可番号	( )	
④氏名又は名称 (ふりがな)	かぶしがいいしゃ ふくいわーく 株式会社 フクイワーク	
⑤所在地 (ふりがな)	〒 9 1 0 - × × × ×	電話 0 7 7 6 - 〇〇 - 1 2 3 4
	ふくいけんふくいしはるやま 福井県福井市春山〇丁目×番△号	
⑥代表者氏名等 (ふりがな)	氏名	住所
	ふくい たろう 福井 太郎	ふくいけんふくいしちゅうおう 福井県福井市中央2丁目〇〇番××号
⑦役員 氏名等 (法人のみ)	氏名	住所
	やました いちろう 山下 一郎	ふくいけんえちぜんしこくふ 福井県越前市国府1丁目〇番地の×
	かわかみ じろう 川上 二郎	ふくいけんさばえしほんまち 福井県鯖江市本町2丁目〇〇番×号

法人の登記事項証明書の所在地の  
通りに記載してください。また、  
都道府県から記載してください。

住所は、住民票と整合  
させてください。

法人の登記事項証明書に記載されて  
いる役員すべてを記載してください。  
(社外取締役、監査役も含みます)

欄が不足して書ききれない場合  
は、この欄に準じて別紙を作成  
してください。

収入印紙

[ 消印しては  
ならない ]

収入印紙は貼らずに  
お持ちください。

法人の登記事項証明書の目的のうち、実際に行っている事業のみ記載してください。

兼業 ⑧ の種類・内容	1. 労働者派遣事業	2. 訪問介護事業	3. 経営コンサルタント業
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

ビル名、階数まで記載してください。

⑨事業所	
名称	所在地
株式会社 フクイワーク 本社	〒910-XXXX 福井県福井市春山〇丁目×番△号 ハルヤマビル3階
⑩職業紹介責任者	
氏名	住所
伊藤 直人	福井県坂井市春江町〇〇 ××番地□号
⑪担当者職・氏名・電話番号	
紹介事業部 事業課長 高田 伸子 0776-〇〇-1234	

申請担当者の氏名、職名、事業所の電話番号を記載してください。

職業紹介を実施する事業所を  
2以上設ける場合に記載

⑨事業所	
所在地	
⑩職業紹介責任者	
氏名	住所
⑪担当者職・氏名・電話番号	

⑫取次機関

イ 名称	
ロ 住所	国外にわたる職業紹介を行う場合で、 取次機関を利用する場合に記載してください。
ハ 事業内容	

申請者（法人にあっては役員を含む。）（申請者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

新規許可申請\_事業計画書  
※事業所毎に作成

様式第2号(表面)

(日本産業規格 A 列4)

該当しない表題を横線で抹消してください

有料職業紹介事業計画書  
~~無料職業紹介事業計画書~~  
特別の法人無料職業紹介事業計画書

1 許可・届出番号

新規許可申請の場合は、記載不要です。

2 事業所名

株式会社 フクイワーク 本社

3 職業紹介計画(年間)(国内)

① 区分	②有効求職者見込数
	50 人

取扱職種、地域等の範囲を限定する場合のみ記載し、国内・全職種を取り扱う場合は空欄にしてください。

①③

新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における見込み数を、更新申請時には、直前年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載。②⑤

取扱職種、地域等の範囲を限定する場合、国外にわたる職業紹介を行う場合には、「様式第6号 職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を併せて提出してください。

職業紹介計画(年間)(国外にわたる職業紹介を行おうとするときは国外分を記載)

③ 区分	④相手国	⑤有効求職者見込数 (人)
	中国	8

4 職業紹介の業務に従事する者の数

2 人
-----

5 資産等の状況

法人の申請の場合は記載不要です。

		価 格	摘 要
資 産	現金・預金		
	土地・建物		
	その他		
	計		
負 債	計		

個人の申請の場合、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について、納税申告以外の場合は申請時に近接する適当な日の状況について記載してください。

## 様式第 2 号（裏面）

### 記載要領

- 1 ①有料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び有料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「無料職業紹介事業計画書」、「特別の法人無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
②無料の職業紹介事業の許可を申請する場合及び無料の職業紹介事業を行う者が事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。  
③特別の法人が届け出て無料職業紹介事業を行う場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料職業紹介事業計画書」、「無料職業紹介事業計画書」の文字を抹消すること。
- 2 職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
- 3 1 欄には、有料・無料職業紹介事業の有効期間の更新申請の場合及び有料・無料・特別の法人無料が事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
- 4 3 の①及び③欄には、職業安定法第 32 条の 12（法第 33 条第 4 項、法第 33 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する取扱職種の種類等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
- 5 3 の②及び⑤欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の 3 月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直前年度の職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。
- 6 5 欄には、個人事業の場合のみ、直前の納税期末日における全ての資産等の状況について記載すること。

新規許可申請\_届出制手数料の届出

様式第3号

(日本産業規格A列4)

「届出制手数料変更届出書」  
を横線で抹消

届出制手数料届出書  
~~届出制手数料変更届出書~~

提出日を記入

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃ ふくいわーく

株式会社 フクイワーク

ふくいたろう

②届出者 氏 名 代表取締役 福井太郎

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
④氏 名 又 は 名 称 (ふりがな)	かぶしきがいしゃ ふくいわーく ----- 株式会社 フクイワーク
⑤所 在 地 (ふりがな)	〒 9 1 0 - × × × × 電話 0 7 7 6 - 〇〇 - 1 2 3 4 ----- ふくいけん ふくいし はるやま
	福井県福井市春山〇丁目×番△号
⑥適用開始・変更予定日	△△年 ××月 1日
⑦届出・変更届出内容	株式会社 フクイワーク 本社 の手数料表 別添手数料表のとおり (様式例第3号) ※事業所ごとに必要
⑧備 考	紹介事業部 事業課長 高田 伸子 電話 0 7 7 6 - 〇〇 - 1 2 3 4

新規許可申請の場合は、  
記載不要です。

法人の登記事項証明書の所在地の  
通りに記載してください。また、  
都道府県から記載してください。

許可予定年月日を記載して  
ください

適用事業所の名称を  
記載してください。

複数の事業所で同一の手数料表を  
適用する場合は、その事業所名を  
備考欄に記載

申請担当者の氏名、職名、連絡先  
を記入してください。

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	円 手数料負担者は とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の % 手数料負担者は とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の % 手数料負担者は とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 円 活動1日当たり 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の % 手数料負担者は、 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金の % 手数料負担者は、 とします。

上記手数料には消費税が含まれています。

許可番号

事業所の名称及び所在地

新規許可申請\_取扱職種の範囲等の届出

様式第6号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

~~有 料 無 料~~  
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~  
**有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 圍 等 届 出 書**  
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

該当しない項目を抹消してください

提出日を記入

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

かぶしがいしゃ ふくいわーく  
 株式会社 フクイワーク

(ふりがな)

ふくい たろう

②申請・届出者 氏名 代表取締役 福井 太郎

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項におい~~  
再交付を申請します。
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項におい~~  
変更を届け出ます。
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項におい~~  
変更届け出及び書換申請をします。
- 7. **職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。**
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

【有料職業紹介事業】

- ・ 1～6、8の全文を横線で抹消してください。
- ・ 7の「第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する」を抹消してください。

【無料職業紹介事業】

- ・ 1～6、8の全文を横線で抹消してください。
- ・ 7の「第33条の3第2項において準用する」を抹消してください。

記

③許可・届出番号	
④氏名又は名称 (ふりがな)	かぶしがいしゃ ふくいわーく 株式会社 フクイワーク
⑤所在地 (ふりがな)	〒 9 1 0 - × × × × 電話 0 7 7 6 - 〇 〇 - 1 2 3 4 ふくいけん ふくいし はるやま 福井県福井市春山〇丁目×番△号
⑥事業所	かぶしがいしゃ ふくいわーく ほんしゃ 株式会社 フクイワーク 本社
	ふくいけん ふくいし はるやま 福井県福井市春山〇丁目×番△号 ハルヤマビル3階

新規許可申請の場合は、記載不要です。

法人の登記事項証明書の所在地の通りに記載してください。また、都道府県から記載してください。

ビル名、階数まで記載してください

■④～⑥欄は、様式第1号に記載した同じ内容を記載してください。

■⑥欄は申請する全ての事業所を記載。複数ある場合は、別紙に記載し添付してください。

⑦変更事項	新規許可申請の場合は記載不要です	
⑧変更前		
⑨変更後		
⑩取扱職種の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱職種 全職種</li> <li>地域 国内、中国</li> <li>その他                             <ul style="list-style-type: none"> <li>国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介</li> </ul> </li> </ul>	取扱職種の範囲等を届出しない場合は、国内・全職種について求人、求職の受理義務が課されます。
	※特定技能の場合において、取次機関を利用し、国外にわたる職業紹介事業を行う場合、「通達様式第10号 取次機関に関する申告書」の提出が必要です。	
⑪変更(廃止)年月日	新規許可申請の場合は記載不要です	
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由		
⑭備 考	申請担当者の氏名、職名、連絡先を記入してください。	
	紹介事業部 事業課長 高田 伸子 0776-〇〇-1234	

届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

なお書きは、代表者・役員又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消してください。

また、代表者・役員又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消してください。